

日清戦後の対清日本外交と国際関係

—李鴻章の政治的後退と三国干渉の決着—

古 結 諒 子

はじめに

- 一 遼東半島返還の表明
 - 二 列強間の共同歩調の瓦解
 - 三 返還条件の提示とその目的
 - 四 李鴻章の政治的立場の変化と日本の方針転換
 - 五 三国との合意による還付報償金の獲得
- おわりに

はじめに

本稿の目的は、日清戦後、清の動向や列強の相互関係の変化にどのように関係して日本が実際に三国との約束である遼東半島の返還を行ったのか、戦後処理の一例として、遼東半島返還に至る過程を分析することである。この分析により、遼東半島の返還を機に日本が還付報償金を受領するだけでなく、日清戦前期における東アジア国際システムの一機能であった列強間の共同歩調の瓦解を招き、その後の日清戦後処理の方向性を規定したことを明らかにする。

日清戦争は、一八九五年（明治二八）五月、下関条約の批准交換を経て、一応の終止符が打たれた。だが、その後も清から日本への軍費賠償金の分割支払いや日清通商航海条約の締結交渉が行われ、最終的には一八九八年（明治三一）、担保占領地威海衛からの日本の撤退をもって条約が履行された。しかし、戦後、このような条約履行とは別に、清への返還が決定した遼東半島の返還方法を確定するために交渉が進められたことを見落とすことはできない。すなわち、日本が露・仏・独三国に表明した清に対する遼東半島返還の約束―いわゆる「三国干渉」¹―をいかに履行するかという問題が、もうひとつの戦後処理として存在したのである。

そもそも、日清戦争は東アジアに存在した秩序の一つである不平等条約体制が崩壊する契機になったとされる。²その中でイギリスが同調した「三国干渉」は、この秩序を維持する上で機能していたイギリスを中心とした列強間の共同歩調に、動揺が生じていることを表出させた出来事であり、日本はこれを受諾することで終戦を迎えた。³だが、三国干渉の全体像を理解しようとする場合、日本側の勧告受諾の表明という一時的な事象だけでなく、その後の返還条件の提示やその改定といった戦後処理についても言及する必要がある。すなわち、終戦を一つの時期区分とするのではなく、三国との約束を実際に清に対して履行するプロセスの全体についても分析が求められるのである。そして、その場合、列強の対日外交活動を対日圧迫策として一面的に理解するのではなく、逆に、日本の外交的対処が当該期の東アジア域内における列強に与えた影響にも留意することが不可欠である。

ところが、従来の研究では、終戦間際に三国が行った対日勧告の日本側受諾という事実に関心が注がれる反面、それによる影響や、遼東半島の返還方法をめぐる戦後の交渉に対する分析が乏しいのが現状である。⁴

たとえば、藤村道生氏は列強の異議を恐れる日本が還付報償金を減額したことに触れた。⁵しかし、影響力を行使する列強側とそれに追従する日本という対置図式のなかで論じたため、かえって国際関係の変化が判然としなくなっている。注目すべき問題点は、還付報償金額の大小ではなく、むしろ、何度も変化する日本の外交姿勢である。戦争の決着、借款交

渉の進捗状況、清国内の政治状況といった戦後の新たな国際的環境の出現に依じて、遼東半島返還を軸にどのような交渉方法で何を獲得したのか。清や列強の動向を利用した、日本の戦略的意図についても説明を加えるべきであろう。

また、日本の外交的対処が当該期の東アジアに及ぼした影響を明らかにする場合、不平等条約体制を維持する機能の一部であった列強間の共同歩調が、戦後の日本の対清外交上どのように表れたのか、その実態的側面をとらえなければならぬ。とくに、列強内で中心的役割を占めていたイギリスの位置づけに留意し、勧告受諾当時に成立した四カ国の同調のその後の変化を追う必要がある。

イアン・ニッシュ氏は、イギリスが三国とは別に日本と返還条件に関して交渉を行ったことについて触れた⁽⁶⁾。だが、二カ国間関係に焦点を当てたことにより、他の列強各国との相互関係の変化や、清で生じた問題との関連性を軽視する弱点を抱えることとなった。そのため、イギリスとその他列強に異なる対応策をとった日本側の視点から、その相互関係の変化を追う必要がある。さらに、対日勧告が対清政策の一環であったように、返還相手国である清に対する姿勢との対比によって、イギリスの対日姿勢が分析されるべきである。

そこで、本稿は日本外交文書とイギリス外交文書を併用した双方の視点から、イギリスとその他列強の姿勢の相違や清の動向に留意しつつ、遼東半島の返還に至る日本外交の特質を明らかにしたい。勧告受諾当時から連続する国際関係の変化の帰結として、三国との約束を実行に移す過程を分析することにより、日本だけでなく、東アジアにおける三国干渉の意義を考察することが可能になるであろう。

一、遼東半島返還の表明

日本は、獲得権利である遼東半島を放棄することで、清や列強からどのような利益を引き出そうとしたのか。まずは、

遼東半島の返還を表明する過程において、日本が三国に提示した返還条件とその反応を追いたい。

下関講和会議で全権委任使節となった伊藤博文と李鴻章は、ロシアが遼東半島の返還を日本に要求することを想定した上で、一八九五年四月一七日、条約を調印した。⁽⁷⁾

露・独・仏の三国が遼東半島の返還を日本に対して求めたのは、日清両国が条約の批准書を交換し終えていない四月二三日である。要するに、下関条約の内容や終戦について最終的な確定をみていない段階であった。この対日勧告の対処法として、伊藤首相が陸奥宗光外相に行った最初の提案は、「金州半島ヲ償金ノ抵当トシテ保有スル事トナスノ外ナシ」という内容であった。下関条約履行の担保占領地である威海衛とともに、遼東半島を、清による軍費賠償金二億両の支払い担保に考えるのである。

その後、対日勧告に参加しなかったイギリスが三国に同調する姿勢に転じたことを確認して、陸奥は三国に対して覚書で遼東半島返還条件を提示した。それは、下関条約批准交換後に追加定約を以て条約に修正を加えるという案であり、その追加定約とは、遼東半島のうち旅順を含む金州庁以外の部分を放棄し、「其放棄シタル領土ニ対シ之ニ代フベキ報酬トシテ相当ナル金額ヲ清国ト協議シテ之ヲ定ムル事アルベシ〔中略〕清国ニ於テ日本ニ対スル其ノ条約上ノ義務ヲ全然履行スルマデハ担保トシテ前記ノ領土ヲ占領スルノ権アルコト知ルベシ」という内容であった。どのような経緯で還付報償金の請求を条件に含めたのかは判然としないが、ここでは、日本が下関条約批准交換後の修正という条件を付した返還条件を三国に提示したことに留意しておきたい。すなわち、清との批准交換を経て条約内容を確定し、戦争に決着をつける目的を有していたと考えられよう。

結局、イギリスの後援を得たロシアはこの返還条件に同意を示さず、最初の勧告内容を堅持した。そのため、休戦期限が迫る五月五日、日本は三国に対して、勧告の全面的受諾を伝えた。その回答は、「日本帝国政府ハ露仏独三国政府ノ友誼アル忠告ニ基キ奉天半島ヲ永久ニ占領スルコトヲ放棄スルヲ約ス」と、遼東半島の返還を表明したものの、具体的な条

件に関する明言を避けた内容であった。そして、日本は清との間で下関条約の批准交換を経た。

ただし、遼東半島の返還を表明した直後の列強側の反応をみると、列強は既にこの時点で償金に注目していたことが理解できる。外務省で勧告受諾の回答を伝えた林董外務次官が陸奥外相に宛てた電報によれば、「仏公使ハ之ヲ怪ミ此外ニ何か条件アルベシ」と言い、「独公使ハ如此クナレバ如何ニシテ償ヲ得ラル、積リナリヤ」とたずね、「露公使ハ日清条約ノ償金ハ少ナキ故尚多ク要求セラレタラバ宜シカリシナラン」と言った。¹²ロシア外相ロバノフ (Lobanov-Rostovskii) も「清国ト談判ヲ開ク前ニ要求スヘキ金高ヲ極メ置ク事宜シカルベシ」と西徳二郎駐露公使に伝えた。そのほか、イギリスの駐清公使オコナー (Nicholas R. O'Connor) や駐日代理公使ラウザー (Gerard Augustus Lowther) も、下関条約の批准交換が行われた時点で遼東半島返還に伴う償金の増額を予想し、それに加えて、三国が清に対して何を要求するのかという点にも関心を寄せたのである。¹⁴

こうして日本は遼東半島の返還を表明し、終戦を迎えた。だが、遼東半島の具体的な返還手続きは、日清ならびに露・仏・独・英にとって、戦後処理を進める上での交渉材料として残されたのである。

二、列強間の共同歩調の瓦解

では、列強各国は戦後処理の交渉材料として残された遼東半島をどのように利用したのであろうか。終戦前、日本は積極的に返還条件を提示したが、戦後になると、条件の明言を避けた。だが、その姿勢が逆に列強各国の意図を明確にさせた。各国は返還に伴う償金を想定したが、それぞれ希望する対処法が異なったのである。

遼東半島の返還方法について、暫くの間、日本側から進んで清に交渉を持ちかけることはなかった。この態度について駐日代理英公使ラウザーは、「早期撤退のため、清が話を持ちかけることによって、日本は清がおのずから報酬を提供す

ることを信じている」と見通していた。⁽¹⁵⁾しかし、実際にその後日本に対して返還方法に関する話を切り出したのは、清ではなく対日勧告を行った三国であった。

五月三〇日、露・仏・独三公使は日清戦後処理で重視した諸点と絡めながら、次の質問を陸奥外相に対して行った。

- 一、遼東半島抛棄ノ報償トシテ日本政府ハ何程ノ償金ヲ清国ヘ請求可被成御積ナルヤ
- 二、目下遼東半島ニ駐留ノ兵ハ幾時頃迄ニ御引揚可被成御見込ナルヤ
- 三、我々三国ノ政府ハ台湾清国間海峡ノ航海ヲ自由ナラシムル事ニ付帝國政府ヨリ保証ヲ得タシ⁽¹⁶⁾

このうち「一」と「二」が本稿と直接関係するが、まず、「一」は返還が約束された遼東半島の金額に関する質問であり、ここでは、日本による還付報償金請求を前提に返還条件を聞き出そうとした三国側の姿勢がみられる。金額は、清による資金準備とも関係するため、すでに清で開始された軍費賠償金借款問題の一環として日本に提起されたと思われる。⁽¹⁷⁾ちなみに、軍費賠償金二億両のうち五千万両の第一回分割払いは同年一月を予定しており、⁽¹⁸⁾同時期、列強各国は清に對する借款競争を展開していた。その中でイギリスは、各国が公債募集のために個別に交渉を行うと清が提供する担保が激減することを憂慮し、国際借款団を組織することで一度に軍費賠償金総額を補うことを企図した。⁽¹⁹⁾つまり、列強各国が共同歩調をとることで相互に利益を得る、という従来の姿勢を確立して戦後処理にあたらうとしたのである。ところが、ロシアは未解決の遼東半島返還問題をてこに、単独で一億両の借り入れを清に認めさせ、この段階では既に借款条件の調整に入っていた。⁽²⁰⁾各国の対応には差異が出つつあったのである。

続く「二」は、実質的な遼東半島の返還にかかわる駐留期日の明言を求めた質問であった。

これに対して日本は、六月四日の閣議で「外務大臣提案ヲ基礎トシ先ツ露独仏三国公使ト談判シ彼此意見ヲ交換シタル

上猶本提案ニ多少ノ修正ヲ為スベシ⁽²¹⁾と決定した。

- 一、遼東半島ヲ永久ニ抛棄スル報酬トシテ清国ニ対シ要求スヘキ償金ハ庫平銀一億兩ノ高ヲ超過セサルベシ
- 二、日本国ノ遼東半島ノ一時占領ハ約定ノ償金ノ支払ヲ了スル時若クハ右支払ノ為メ清国ヨリ別ニ満足ナル財源アル担保ヲ与フル時ニ於テ停止スベシ
- 三、日本国ニ於テハ清国ト台湾ノ間ニ在ル海峡ハ純然万国航通ノ公路ト認ム〔以下省略〕

「二」でいう「約定ノ償金」とは、下関条約で定めた軍費賠償金ではなく、条件「一」で提示した還付報償金を指す。三国との交渉を前提にした返還条件の策定では、還付報償金の獲得に主眼が置かれ、当初の下関条約履行の担保占領という側面は後退した。この変化を裏付ける確実な史料が存在しないため、終戦前と以後に提示される返還条件との比較検討に委ねるしかない。その結果、この段階では既に下関条約の批准交換を経て条約内容を確定させているという点や、軍費賠償金総額をカバーする対清借款が成立する見通しを、日本が持っていたのではないかと推測されることから、この変化をみることは自然であろう。また、「庫平銀一億兩ノ高ヲ超過セサルベシ」とした背景は、「清国財政ノ実況ヨリ觀レハ媾和条約ノ償金既ニ重大ノ負担ナレハ補償金亦多額ナラシムヘカラズ本項定メタル額ニ止メナバ甚シキ悪結果ヲ來サザルヲ得⁽²²⁾」というように、すでに下関条約で二億兩の軍費賠償金の支払いが決まっている清の財政状況を考慮してのことであった。

そして、「先ツ露独仏三国公使ト談判シ」とあるように、六月五日に日本が三国に回答した内容は、返還条件についてはなかった。清に条件をのませるために、まずは交渉方法に対する保証を口頭で要求したのである。

一、帝國政府ハ若シ文書ヲ取換ハス必要アリテ之ヲ取換ハシタルトキハ相互政府ニ於テ之ヲ秘密ニスベシトノ意見ナリ

故ニ帝國政府ハ三国政府ニ於テ右ニ付異存アルヤ否承知シ置キタシ

二、若シ帝國政府ニ於テ三国政府ヨリ提出セラレタル問題ニ対シ満足ナル回答ヲ為スニ於テハ其ノ清国ニ対シ申出ベキ提議ヲ清国ヲシテ承諾セシムルコトニ付三国政府ヨリ有効ノ助力ヲ望ムコトヲ得ベキヤ

三、三国政府ハ上記スル所ノ点ニ付キ書面ヲ以テ約束スルコトヲ承諾セラル、ヤ⁽²³⁾

とくに「二」は、三国との交渉内容を清に履行させることができるのか、清に対する三国の影響力を確かめる内容であった。日本は、還付報償金を請求する返還条件を提示する前に、三国を介した清との交渉方法の確立を図ろうとしたのである。

そのため、日本が清に対して、遼東半島に関する交渉を自ら持ちかけないという姿勢を堅持していたことは、以下の事実からも分かる。この時期総理衙門は、還付報償金を支払うことなく遼東半島を受領するために三国に支援を求め、さらに、同問題を天津で談判するよう、李鴻章と王文韶⁽²⁵⁾に全権委任状を与えた。しかし、陸奥外相の臨時代理を務めた西園寺公望は、新任の駐清公使林董に対して、天津到着後に直ちに北京に赴くよう命じた⁽²⁶⁾。しかも、「北京到着後は下関条約履行のため交渉する」という姿勢であり、遼東半島返還に関する交渉には言及しなかったのである⁽²⁷⁾。

いっぽう、イギリスはロシアの対清借款条件が明るみに出るに従い、三国とは別行動で自ら希望する返還条件や交渉方法を日本に提案した。キンバレー外相 (Earl of Kimberley) と駐日代理公使ラウザーは、遼東半島返還の報酬には償金の代わりに、下関条約のうち、講和会議中に削除された部分を復活させ、これを清に提議することを返還条件として提案した。とくにイギリスは、梧州開港を希望した⁽²⁸⁾。また、交渉方法としては、日清双方による直接交渉を希望した⁽²⁹⁾。こうし

たイギリスの提案は、「清に対して還付報償金を請求しない」と日本が表明することによって、清がロシア保証による借款を断ると考えられて行われた。⁽³⁰⁾ 借款条件の「ロシアによる保証」に反発したイギリスは、ロシアと清の交渉を阻害する目的に沿って、遼東半島の返還方法を確定することを日本に希望したのである。これに対して西園寺外相臨時代理は、現時点ではイギリスの提案には応じられない旨を、ラウザーに答えた。⁽³²⁾

続けて、キンバレー外相は対清借款条件における清国関税に対する先取特権が、残る軍費賠償金支払いのための公債募集を困難にさせると判断した。⁽³³⁾ そのため、六月二四日の駐英公使加藤高明との対談で、「清国カ今露国ノ助ヲ以テ少額ノ借入金ヲ為スニ当リ評判ノ如ク其海関収入ヲ抵当トシテ差入ル、ニ於テハ後日貴国政府へ当初予定ノ償金ヲ支払フ為メ外国市場ニ於テ公債ヲ募ラントスルモ輒ク之ニ応スルモノナカルヘシ」⁽³⁴⁾との理由で、下関条約で定められた全軍費賠償金の支払いを終えるまで遼東半島を占領することを勧めた。同じく、対日勧告に参加しながらも借款競争から取り残されたドイツも、日本の撤退前にすべての賠償金が保証されることを、日本に希望した。⁽³⁵⁾ ロシアの次に清への融資を考える立場からすると、担保の関係から、日本が直ちに遼東半島を返還するよりも、占領を継続する方が望ましいと考えられたのである。

以上、「三国干渉」に関わった露・独・仏・英は、戦後の対清政策の一環として、日本の交渉方法や返還条件に関心を寄せた。そうしたなかで、日本が遼東半島の返還を表明し、その後暫らく返還条件の明言を避けたことは、ロシアによる対清借款成立には有利に働き、イギリスが企図した列強数カ国による国際借款団の形成には不利に働いた。すなわち、対清政策においてイギリスが中心となつて列強間の共同歩調を維持することができない状況となつたのである。

三、返還条件の提示とその目的

日本が遼東半島返還条件の提示に踏み切ったのは、三国が再び日本に対して返還条件の提示を求めた後である。七月四日、三国は五月三〇日の主張と同様に還付報償金額と撤退日の決定、ならびに、清と台湾・澎湖諸島間の海峡を譲らない保証を、日本に求めた。⁽³⁶⁾この対談によって、西園寺外相臨時代理は「三国政府ハ我ニ援助ヲ与フヘキ意向無之様相見候」と、日本が企図した交渉方法が三国から保証されないと判断した。そのため、「質問ノ点ニ関シテハ明カニ帝國政府ノ意向ヲ示シ其他ノ点ニ付テハ清國政府トノ直接談判ニ讓候方得策ト存候⁽³⁷⁾」とあるように、三国と清に対してそれぞれ異なる条件の開示に踏み切ることとなったのである。そこで、「質問ノ点」と「其他ノ点」の内容に検討を加えることにより、返還条件から読み取れる日本側の目的について論じたい。

はじめに、「質問ノ点」に関する答えとして、日本は還付報償金額や、撤退順序を含めた具体的な返還条件を、七月一日、三国に対して覚書で明らかにした。しかも、同内容を個別にイギリスにも伝えた。⁽³⁸⁾日本は三国と清に加えて、イギリスを相手に返還方法の確定を図ろうとしたのである。以下、その条件を略記する。

第一 追加償金ノ額ヲ庫平銀五千万両ト定メタリ

第二 追加償金庫平銀五千万両ヲ扨ヒ且ツ下ノ関条約ニ規定シタル軍費賠償金第一回ノ払込ヲ了リタル時ハ其占領軍隊ヲ金州半島境界内ニ撤回スヘシ又右軍費賠償金ノ第二回払込ヲ了リ且ツ下ノ関条約ヲ以テ速カニ締結スルコトヲ規定セラレタル通商航海条約ノ批准交換ヲ了リタルトキハ全然奉天半島ノ撤兵ヲ為スヘシ

第三 帝國政府ハ台湾海峡ヲ以テ全ク各国公共ノ航路ト認メ随テ該海峡ハ独リ日本國ノ専有又ハ管轄ニ属スルモノニ非ラスト宣言ス

とくに、本稿と関係する「第一」、「第二」のうち、まず、「第一」で日本が三国に提示した償金五千万両は、西園寺外相臨時代理が伊藤首相宛書翰で「デニソン本野共ニ反対ニテ實際ハ何程少額迄減スルモ掛引上一億トナスコト得策ナラン、一億ト答フルモ五千万ト答フルモ三国ハ同様彼是ト云ナラン⁽⁴⁰⁾」と伝えたことから、更なる減額を想定して提示した金額であったことを理解できる。

次に、「第二」の撤退順序に関する規定を見ると、還付報償金の支払いだけでなく、下関条約が規定した軍費賠償金の第一回・二回の分割支払いや、日清通商航海条約の締結を先に済ませる制約を設けている。この規定により、遼東半島は還付報償金に加えて下関条約一部履行の担保となる。すなわち、清が第二回目の軍費賠償金分割支払いを終える予定の翌一八九六年五月までは、日本が占領を継続することを意味したのである。

このように、還付報償金の請求だけでなく下関条約履行を条件に組み入れた主因としては、七月八日に成立した対清露仏共同借款による影響を挙げられる。というのは、遼東半島返還を求めた三カ国のうちの二カ国による借款供与は、軍費賠償金総額ではなくその半額である一億両に相当したに過ぎなかつた⁽⁴¹⁾。そのため、日本が下関条約で規定された軍費賠償金二億両を受領するには、更なる対清借款の成立が必要となつた。これは、将来的に下関条約が不履行となる可能性が表面化したと言える。そこで、後に条約案を送付する駐清林公使宛訓令で西園寺が「今回露国ノ周旋ニテ借入タル金円ヲ〔中略〕帝国ヘ支払フベキ報償金ニ充テシメ候様ニ仕掛候コト得策ト認メタルヲ以テ直チニ清国政府ニ向テ開談シテ之ヲ整理完結スルコトニ廟議一決シ⁽⁴²⁾」と伝えたように、日本は、借款成立によって清が得た資金を確実に受領する姿勢を示したのである。

そればかりでなく、これらは列強に対して次の借款を促す条件でもあつた。先に成立した対清露仏借款が、軍費賠償金

総額を供給するわけではなかった事情や、意図的に三国やイギリスに対して条件を伝えた日本の外交姿勢を視野に入れて駐日代理英公使ラウザーに対する伊藤の言動をみると、列強に対する日本側の目的をよみとることができる。ラウザーは次のように本国に報告した。

伊藤の唯一の目的は、下関条約の条件が正確に履行されるために実態ある保証を握っておくことであり、それ以外に保証は何も存在しない〔中略〕伊藤は、清は威海衛に日本軍がいることに対して異議を唱えておらず、日本の威海衛からの撤退の可能性は、賠償金支払いの刺激とならないであろう、と言った。もし、列強が日本を遼東半島から撤退させたいのであれば、下関条約で規定された賠償金を清が支払うよう、助けるのみである。⁽⁴³⁾

日本の返還条件は、露仏借款によって清が支払いうる金額以上の要求を含んでいた。清が最初二回の軍費賠償金分割払いに相当する一億両と、還付報償金五千万両の計一億五千万両を用意するには、新たに借款を成立させなければならぬ。伊藤は、遼東半島をカードに、清への借款供与を懲憚する姿勢をみせた。つまり、還付報償金の獲得だけでなく、軍費賠償金の半額受領や日清通商航海条約締結といった下関条約の一部履行を抱き合わせた撤退順序を設けることで、三国に限定せず、イギリスからも対清借款供与への協力を引き出そうとしたのである。

また、返還条件は清の国内状況にも左右されていた。日本が軍費賠償金二億両の全額ではなく、半額の一億両受領の後、遼東半島から撤退することを決めた背景について、陸奥宗光は駐露公使西徳二郎に宛てた書翰で、次のように述べた。

熟々清国今後之事情ヲ察スルニ該政府ハ兎角モ今日丈ケノ「スタビリティ」ニテモ永続スベキヤ例ハハ馬関条約之償金年限迄永続シ居ルコトヲ得ルヤ甚タ疑ハシキ次第ナルヲ以テ若一事ニ償金額ヲ受取ルベキ見込アレハ我国ニ於テ多

少之損失アルモ大概ニシテ見切り度馬関条約二三カ年中ニ全額ヲ払ハハ総テノ利息ヲ課セズト云ヒタルモ亦今般遼東半島之守備兵撤回之事モ総償金額之半分以上ヲ一時払フナラバ直チニ撤回スベシト云ヒタルモ前述主意ニ外ナラス候⁴⁴

日本の交渉相手である清朝政府は、政治・経済的に脆弱な状態であると考えられた。下関条約の履行が戦後の日本の課題であるものの、そのためには、崩壊寸前の清を維持し続けなければならなかったのである。

以上が「質問ノ点」に対する返答内容であるが、これに対して「其他ノ点」は、返還後の遼東半島の不割譲要求や、新規開港・立寄港の増加といった通商条件を指した。

四カ国に伝えた返答内容に「其他ノ点」を加えた対清提示条件、すなわち、全権委任状を付与された李鴻章との直接交渉のために用意した遼東半島返還条件は、七月二三日に閣議で決定された。⁴⁵ 四カ国に伝えた内容と清に対して用意した遼東半島返還条件との相違に関する検討は今後の課題としたいが、ここでは、当時の日本が賠償金の受領を重視していたことを明確にするため、返還条件に通商条件を包含した日本側意図について言及したい。

条約案によれば、大連は結氷しないことから遼東半島ですでに開港していた牛莊を凌駕して輸出入の中心港になるという展望により、また、清韓交通の要所であった安東県沙河鎮は商権拡張と政略上の理由により、それぞれ通商条件の中で開港が要求された。そして、安東県趙氏溝は貨物を小型船舶に積み替えて沙河鎮まで運ぶ上での交通の要所として、寧海は冬期到北京に往復する上での利便性が注目され、立寄港として要求された。⁴⁶ ただし、大連開港については、伊藤が駐日代理英公使ラウザーに対してロシアが同意するのかわからない旨を語ったことから、⁴⁷ ロシアの反発を想定して清に提示する条件に組み入れられたと理解できる。すなわち、開港は還付報償金額同様に、更なる修正を前提としていたと言えう。

この開港と還付報償金額は、列強による対清借款供与と関係する。海関税の一部が担保とされた露仏借款成立後、イギ

リスでは商務省が外務省に対して、最惠国待遇条項によって自らの利益にもつながる日清通商航海条約締結交渉に注目するよう意見を述べた。これは、以後の借款の担保との関係から、遼東半島返還交渉での償金の増加が清による関税率の引き上げを招く恐れがあると、憂慮されたためであった。⁴⁸このことから、イギリスは借款を介して、償金額の総計にかかわる遼東半島返還交渉と、担保となる財源にかかわる日清通商航海条約締結交渉を、一連の問題としてとらえていたことを理解できる。逆に日本側からすれば、償金の受領を確実に保証するには、清に対してその金額を請求するだけでなく、同時に、列強による借款成立を可能にする通商条件を清に請求しなければならなかったのである。⁴⁹

日本は三国を介した清との交渉方法の確立後に条件を提示する予定であった。だが、三国からその合意を得られず、先に条件を提示して、すでに全権委任状を付与された天津の李鴻章と直に交渉することにした。その条件は、対清露仏借款が軍費賠償金を部分的にしか補わなかった新たな状況への対抗措置として、下関条約履行に対する拘束力強化にも主眼が置かれた。日本は遼東半島の返還を介して、還付報償金を獲得するだけでなく、列強から借款供与への協力を引き出して、清の下関条約履行を確実にしようとしたのである。

四、李鴻章の政治的立場の変化と日本の方針転換

だが、下関条約履行の一環として、遼東半島の返還を実行に移そうとした日本の意図は、李鴻章の政治的後退という清国内の政治状況の変化を転機に、再び変更を余儀なくされた。この問題の背景として、まずは、日清戦争期の清の外交機構の特質と日本外交との関係について言及したい。

清末の外交事務は、中央に一元化されていたわけではなく、地方大官に大きな権限が委ねられており、外交は多元的に展開されていた。⁵⁰交渉権を有する直隸総督兼北洋大臣の李鴻章と総理衙門が並在し、分権状態である清国内の官制組織の

在り方は、当然、日本の対清姿勢にも影響した。それは特に下関講和会議前、李鴻章が総理衙門によって全権委任使節として任命される具体的手順を踏むことを、伊藤が希望したことから理解できる。⁽⁵¹⁾ 日本は、李鴻章または総理衙門のどちらか片方ではなく、両方を通すことを求めたのである。

戦争を辺境政策とみなす清に対して、戦争が国家間関係であることを日本が全面的に出そうとしたことは既に指摘されているが、⁽⁵²⁾ 総理衙門を通す必要性も、このような解釈の一環として理解できる。たとえば開戦過程では、日本は李鴻章と通じたロシアによる仲裁を拒絶する一方で、総理衙門と通じたイギリスの仲裁には応じる姿勢をみせた。⁽⁵³⁾ 総理衙門を通すことは、日本にとってみれば、清の対日姿勢に、私的でも地方代表としてでもなく、国家的承認が付与されていることを意味したからに他ならない。

また、日清双方の公使が不在であった戦時中、清との交渉において日本が仲介役を置いたことも、国家間関係を全面的に出そうとした日本の対清姿勢の一つとして理解できる。この時、日本はアメリカを仲介役に指定することによって、総理衙門に通じた対清交渉ルートを設定した。これに対して李鴻章は、天津海関稅務司グスタフ・デトリング (Gustav Detring) を伊藤首相のもとへ派遣することで、講和に対する日本政府の意向を確認する試みを行った。自らの交渉権を行使しようとしたのである。しかし、日本側、とりわけ陸奥外相は、到着したデトリングを清の正式な使者として認めず、⁽⁵⁴⁾ アメリカを介して総理衙門に通じるルートを維持した。⁽⁵⁵⁾ 従来清においては、諸外国がどの発言を正式な見解とみなすのか、時と場合によって異なる状況が生じていたが、仲介役の存在はこのような事態を防いだと言える。総理衙門に通じた仲介役の存在は、分権状態の清を「国家」に集約し、対日姿勢を統一的見解へと明確にする役割を担ったのである。

このように、日本は戦争遂行の論理上、総理衙門に通じることで国家間関係の体裁を整えた。だが、実際に清を説得するためには、事実上地方大官に権限が委ねられている官制組織の特性を活かしていたことを見落とすことはできない。そこで重要な役割を担ったのが、清国内で実権を握る李鴻章の存在である。

そもそも、デトリング来日の際に伊藤は「今若シ李鴻章斃ルレバ一人モ政府ヲ維持スルモノナキノミナラズ瓦解且夕ニ迫マリ⁽⁵⁶⁾」と陸奥に伝え、清国内における李鴻章の重要性を指摘した。また、下関講和会議前に伊藤が全権委任使節として李鴻章を挙げた根拠は、「何となれば総て彼此談判の結果は単に紙上の空文に止まらず、必ずこれを実行し得る有力者を要すればなり⁽⁵⁷⁾」と、交渉内容の履行を確実なものにすることであった。日本と異なる官制組織を有する清との交渉内容を保証するには、交渉相手が清国内で影響力を持つ人物であることを第一条件としたのである。しかも、戦争を辺境の騷擾とみなす清の姿勢を理解した日本からすれば、李鴻章が統轄する地域で生じた問題を処理するには、彼は交渉相手に適う存在であったと言えよう。

そして、戦後も伊藤は「彼自身〔引用者註：李鴻章〕の権限を行使できないものの、彼の権限なくして清から何も得られない⁽⁵⁸⁾」と駐日代理英公使ラウザーに語った。遼東半島を返還することで清から利益を引き出すために、交渉相手である李鴻章の政治的立場を引き続き重視したのである。

さて、日本は遼東半島返還条件の一つに日清通商航海条約の締結を含めたため、返還条件を明言した同時期、その談判にも着手しようとした。しかし、七月三一日に李鴻章の幕下である伍廷芳が天津在勤荒川巴次領事のもとを訪れ、新たに締結する日清通商航海条約の交渉場所として、北京が駐清林公使の提案によって選ばれることを希望した。なぜならば、「李鴻章は林との交渉内容を翁同龢や李鴻藻に対して示し、責任を分担するつもりである」ということであった⁽⁵⁹⁾。この対談から、荒川は「愚考ニ依レハ彼李伯ハ目下ノ地位甚ダ面白カラス再ヒソノ権力ヲ挽回スルハ容易ナラサル⁽⁶⁰⁾」と西園寺外相臨時代理に報告した。また、八月七日には駐清林公使が、翁同龢と李鴻藻が総理衙門に出仕し、李鴻章と親密である徐用儀が更迭されたことを伝え、李鴻章の権力失墜が顕著であることを指摘した⁽⁶¹⁾。

日清戦後に行われた清国内の人事異動は、当然、遼東半島返還方法の確定を目指す日本にも影響を与えた。総理衙門から全権を付与された李鴻章との交渉は、三国の回答を待たずして行われる予定であった⁽⁶²⁾。しかし、八月二二日の駐清林公

使宛訓令で、西園寺は条約案を送付するとともに「本件開談之義ハ更ニ可及電訓候間其マデ御見合相成度候也」と、清に對して遼東半島返還に関する談判開始を留保するよう指示したのである。

全権を付与され、交渉のために天津で林を待っていた李鴻章は、八月二四日に北京へと赴いた。⁽⁶⁴⁾その後、職分が有名無実である留京入閣を命じられ、新たな直隸総督には、それまで代理を務めていた王文韶が着任した。⁽⁶⁵⁾八月三一日の対談で伊藤が話した清の状況を、駐日英公使サトウ (Sir Ernest Mason Satow) は次のように本国に報告した。

伊藤は、李鴻章が直隸総督から解任されたことが事態を酷く複雑にした、と考えた。清には内閣に相当するものがない、李鴻章が北京に留まるよう指示されたことは、彼が影響力を持つということを示さない、と伊藤は考えた。それどころか、彼が総督ではなくなつたときから、彼は以前持つていたすべての重要性を失つた。⁽⁶⁶⁾

清国内で李鴻章が政治的影響力を低下させた事実と、当時の日本がこれをどうとらえたのかということは別問題であるが、人事異動によつて伊藤が感じ取つた李鴻章の影響力低下は、日本にとつて決して看過できない問題であつた。後にサトウは「李鴻章は言つた。彼が下関条約を調印することによつて日本に多くを引き渡したことを、彼の同胞は二度と許さないであろう、と。そのため、李鴻章は問題について影響力を行使できない。このことが、日本は直接交渉によつて何も得ないであろうことを伊藤に確信させた。」⁽⁶⁷⁾と本国に伝えている。交渉役である李鴻章の政治的後退は、同時に、日本が清から得られる利益の減少に繋がると考えられたのである。

いっぽう、清との直接交渉の開始を差し控えた姿勢とは別に、日本は三国との意見交換をすすめた。そこから、日本の返還条件に対する三国の三者三様の反応が明らかになつた。青木周蔵駐独公使は個人的に、「ドイツ外相は我々の要求が妥当であると考えるでしょう」⁽⁶⁸⁾との日本寄りの見解を伝えた。曾瀾荒助駐仏公使は「フランス政府は完全に満足している

ようではありません⁽⁶⁹⁾」と伝えた。ロシアのロバノフ外相は、日清通商条約締結と賠償金の支払いを以って遼東半島から撤退する、という条件に反対し、また、「今般提議ノ金額ハ甚タ過大ナリト言ハサルヘカラス⁽⁷⁰⁾」と、条件に対する具体的見解を表明した。この反応について、西園寺は陸奥宛の書翰で「彼の不満足ハ金高と条約を加たるとの点ニ在リテ是を口実として撤兵を延引するを恐る、が如し⁽⁷¹⁾」と伝えた。ロシアは早期撤退を希望していたのである⁽⁷²⁾。そこで、八月五日、西園寺外相臨時代理は駐露西公使に対して電報で「遼東半島問題の早期解決には三国との合意が必要である旨を伝えるように⁽⁷³⁾」と指示し、ロシアを介して三国の返答を催促した。

このように日本の条件に対する三国の反応は異なったが、その結末は固かった⁽⁷⁴⁾。ロシアとドイツは話し合いによって、まず、通商条約締結の条件を撤回させることに、続いて、還付報償金額を三千万両に削減させることに合意した。還付報償金支払いと、最初二回の軍費賠償金支払い後に遼東半島から撤退することを規定した条件については、還付報償金支払い後に遼東半島から撤兵すべきであると主張したロシアの意向に日本が同意すれば、ドイツも反対しないことになった⁽⁷⁵⁾。合意が成立した後、三国は総理衙門に対して三千万両の還付報償金を支払うことを勧めた⁽⁷⁶⁾。

そして、九月一日、三公使は西園寺外相臨時代理に対して覚書で返還条件を伝えた。具体的には、日本が要求する還付報償金額を「三千万両ヲ超過スヘカラス」とした。また、撤退方法については、軍費賠償金の支払いや日清通商航海条約締結から切り離して、「三千万両ノ支払後直チニ撤兵ヲ実行シ得ル様早日ヲ以テ該撤兵ノ期限ヲ確定セラレンコトヲ希望ス⁽⁷⁷⁾」とした。つまり、撤退順序を変えることで、遼東半島返還によって日本が得る利益を三千万両に限定することを希望したのである。

ただし、日本はこの返還条件に対して即答したわけではなく、更なる確認作業を行っていることに注目したい。この対談で西園寺は、下関条約で定められた軍費賠償金の他に、三千万両を支払う準備が清国政府にあるのかたずねた。これに対して駐日露公使ヒトロヴォ (Mikhail A. Hittrovo) は、「清国政府ハ下ノ関条約償金ノ外ニ右三千万両ヲ支払フヘキ用意

相調ヒ居候⁽⁷⁸⁾」と答え、本国政府に問い合わせた上で改めて回答することを約束した⁽⁷⁹⁾。下関条約不履行に対する懸念が払拭されたわけではないので、日本は三国の提案に応じる姿勢を示唆する代わりに、下関条約および三国が提案した返還条件の履行に対する確証を、得ようとしたのである。

翌一二日の閣議で、日本は三国の回答受諾を決定した⁽⁸⁰⁾。その後、西園寺は駐清林公使に対して、日清通商航海条約締結交渉を開始するよう訓令を送った⁽⁸¹⁾。遼東半島の返還は、下関条約の履行過程から独立して行われることになったのである。

清との談判開始前に三国の提案に応じることは、どのような意味を有したのだろうか。九月一六日に西園寺外相臨時時代理は駐清林公使に宛てた電報で次のように伝える。

万一モ貴見ノ如ク清国三国ノ干渉ヲ拒ムトスルモ単ニ我ニ支払ヘキ三千万テールヲ拒ムノ理ニシテ我カ為メニハ不利益ニアラサルカ既ニ露仏ヨリ軍資賠償金ヲ借入ル、ノ約ヲ為シタル以上一切ノ干渉ヲ併テ拒ムコト能ハスト信ス清国ハ恐ラク三国ノ干渉ヲ避ケ我ニ泣付キテ遼東ヲ無代価ニテ取り還サントスルノ底意ニアラサル乎然ラハ此事ニ付清国ヲ援助スルモ帰スル所我ノ不利ノミナラン⁽⁸²⁾

対清借款を成立させた露仏を含む三国の意向に沿うことは、同時に、清に対して三千万両の支払いを説得させることに結びついたのである。これは、返還で利を得るために、交渉相手である李鴻章の清国内における政治的影響力の低下を、清に対する三国の影響力を行使することによって補ったと言えるだろう。日本が還付報償金の減額に応じることは、単に三国の干渉に屈するわけではなく、清による支払いを保証することを意味したのである。

当初日本は、総理衙門から全権委任使節として選ばれた李鴻章と直に交渉することで、遼東半島を交渉材料として還付

報償金を獲得し、かつ、下関条約の空文化を防ぐ条約を結ぶことを企図した。しかし、李鴻章の政治的影響力の低下によって清から何も得られないと判断して交渉開始を延期し、いつぼうで三国との意見交換を進めた。清国内の人事異動に伴い、日本は三国を介して清から還付報償金だけを引き出す方針に切り替えたのである。

五、三国との合意による還付報償金の獲得

では、李鴻章の政治的後退に伴って日本が交渉方法と条件を変更したことは、イギリス、ならびに、その後の下関条約履行過程にどのような影響を与えたのであろうか。

下関条約の履行から独立して遼東半島の返還が行われることになった後、日清双方に対するイギリスの外交活動は活発化した。駐清英公使オコナーは李鴻章との対談で、他の列強の調停抜きで還付報償金について日清が直接合意に達すべきであると強く勧告した。これに応じて李鴻章自身も、直接交渉の重要性を理解している姿勢を示し、同様の勧告を総理衙門にも行うようオコナーに希望した⁽⁸³⁾。加えて、同対談では日清通商航海条約締結交渉に話が及び、開港によって財源を増やすよう伝えたオコナーに対して、李鴻章は梧州開港に前向きな姿勢を示した⁽⁸⁴⁾。イギリスから見れば、李鴻章の姿勢は概ね好意的であったと言えるだろう。

だが、駐日英公使サトウは、もし、日本が三国の返還条件を受諾するとイギリスが希望する梧州開港を叶えられないと判断した。そこで、三国への返答として「償金の減額を受諾する代わりに通商的便宜を求め、日本は清と直接交渉をおこなう」という内容を伊藤に提案した⁽⁸⁵⁾。つまり、イギリスは清の財源増加の一助となる梧州開港を日清通商航海条約締結交渉で実現することを第一義としており、その目的に沿って日清間の遼東半島返還交渉が進むことを希望したのである。しかし、伊藤はイギリスの提案を考慮に入れない姿勢を示した⁽⁸⁶⁾。

このように日本がイギリスの提案に否定的な姿勢をとることに ついて、サトウ自身、「〔引用者註…清との〕直接交渉では償金を得られないため、日本政府は三国政府を介して動いている」と、本国政府に伝えた。たとえ李鴻章がイギリスに好意的な姿勢をみせても、現段階で遼東半島の領有権を有する日本は、早期返還を希望して、なお且資金援助を行った二か国を含む三国を調停役に選択した。そのため、遼東半島の返還はイギリスの利害とは関係なく実施されることが決定的となったのである。

そして、日本が返還条件に応じる旨三国に正式に回答したのは、三国が還付報償金だけでなく下関条約履行に対する保証を表明した後であった。一〇月五日、駐日ロシア公使ヒトロヴォは、西園寺外相臨時代理に、「三国ニ於テハ下ノ関条約ニ与ラス且之ニ対シ修正ヲ加フヘキ職分ヲ有セサレハ該条約ニ関係ナキ地位ヲ守ルト雖トモ三国ハ清国ヲシテ其ノ約ヲ履行セシメンカ為メ同国ニ対シ是迄ノ通り其ノ斡旋ノ勞ヲ執ルヘキ意向ナリ」と伝え、七日には三公使揃って同じ意向を西園寺外相臨時代理に伝えた。⁸⁹ 還付報償金以外の残る軍費賠償金の支払いや、日清通商航海条約の締結を含んだすべての下関条約の履行に関する三国側の「斡旋ノ勞」が実質的にどう影響したのかは、今後、具体的な検証を要する。とは言え、日本は返還条件だけでなく下関条約履行に対する協力の意向を三国から引き出したのである。同七日、西園寺外相臨時代理は外務省で、以下の回答を三公使に手交した。

第一、報償金額ヲ三千万兩ニ減シ第二、通商航海条約ノ締結ヲ以テ前記半島撤兵ノ一条件ト為サス且清国ヨリ前記償金ノ全額三千万兩ヲ支払ヒタル日ヨリ三ヶ月以内ニ該撤兵ヲ実施スルコトニ決シタリ⁹⁰

こうして日本と三国は、遼東半島返還条件について合意に達したのである。⁹¹

ここまで見る限り、三国は必ずしも利害が一致しているわけではなく、主に日本と話をつけるロシアに独・仏が追随す

ることで、日本の前で共同歩調の体裁を保っていたと言えるだろう。三国はイギリスを交えず、あくまで三国で遼東半島の返還を決着させる姿勢を崩さなかったのである。

とくにサトウは伊藤に対し、「日本に対する債務に関する限り、少なくとも三国は清に対する一種の保護国を占め、三国の干渉は増長し続けるであろうと思われる」と、三国の立場を強調した。その上で、「たとえ賠償金の割り当てを犠牲にしても、清と直接対処することによって、三国の干渉を避けることは可能ではないのか」と、イギリスの面子を取り戻そうとする提案をした。しかし、伊藤はこれには応じられないとの旨を答えた。続いて、サトウは伊藤との会話を次のように本国に伝えた。

李鴻章は交渉の当事者として利用されても、彼の努力を極限まで利用された後で、すぐにのけものにされてしまうかもしれない。そうなると、日本は、李鴻章と結んだ協定が実施されるかどうかの保証を得られない。伊藤の考えでは、清は自らの問題を処理できないので、現状においては三国を頼りにした方が良いと思⁽⁹²⁾っている。

政治的立場が不安定な李鴻章に対して三国を後見としながら交渉を行う方が、決定内容を後に覆されることなく、遼東半島を返還することで利益を引き出せる可能性が高かったのである。この動向について駐日英公使サトウは駐清英公使オコナーへの書簡で「形勢は悪くなっている〔中略〕もし、日本が三国に頼ったとき、三国が「斡旋ノ勞」を約束することによって、三国は日清の関係をわがものにする⁽⁹³⁾と漏らした。李鴻章の政治的後退が、日本の交渉方法とその条件を規定し、結果的にイギリスを局外へと追いやったのである。

ちなみに、日本がこのタイミングで遼東半島の返還方法を確定した背景として、償金受領に対する保証を三国から得たという側面だけでなく、朝鮮半島からの撤退問題も影響していたことが推測される。というのは、当時、朝鮮半島には、

遼東半島へとつながる電信線の守備兵が駐留していた。だが、閔妃殺害事件が起きた一〇月初めごろ、駐日英公使サトウは「伊藤も井上馨も朝鮮の軍をこれ以上長く駐屯させておく気が無い」と判断し、「日本が可能な限り速やかに遼東半島から撤退し、同時に、朝鮮からも撤退したいと思っている」と考えていた。⁽⁹⁴⁾一〇月二五日、日本は遼東半島からの撤退と同時に朝鮮半島から大部分の兵を撤退させる意向を各国公使に伝えることとなる。⁽⁹⁵⁾

さて、総理衙門によって再度全権委任使節に選ばれた李鴻章と、駐清林公使の会談は、先の日本と三国との合意を清が追認する形式的なものであった。会談は一〇月二〇日の第一回から十一月四日の第三回目まで行われた。全権使節林による「然ラハ清国政府ハ三千万両ヲ支払フヨリハ寧口遼東ノ返還ヲ望マサルモノナルヤ」との質問に対して、李鴻章は「清国政府仮令之ヲ望マストルモ三国ハ之ヲ許容セサルヘシ」と答えた。清は、三千万両を支払って遼東半島を返還してもらわざるをえない状況であったといえる。なお、清への条約案に含まれていた大連湾やその他開港は会談前に、返還後の遼東半島不割譲要求は会談後に、それぞれ日本が削除した。⁽⁹⁶⁾

会談期間中に日本は第一回軍費賠償金分割払いの五千万両を受領し、遼東半島還付条約調印後、十一月一六日には還付報償金三千万両を受領した。⁽⁹⁷⁾そして、遼東半島還付条約は二九日の批准交換の後、一二月三日に公布された。これにより、日清戦後処理の一つである遼東半島の返還は終了した。四方国が同調した干渉の後始末は、三国干渉として決着したのである。

この三国干渉の最終的な決着は、対清借款供与という形で戦後処理に関与する列強側にとってみれば、償金総額の確定を意味した。そのため、後に続く下関条約履行過程にも影響を与えた。

遼東半島の返還過程から枝分かれした日清通商航海条約交渉では、清国開港場内において製造業に従事することを認め、下関条約第六条四項の解釈が、日清間の主たる争点となった。⁽⁹⁸⁾すでにこの交渉で梧州開港要求を通すことが不可能となったイギリスは、財源が必要である清の状況を鑑みて、製造品に対する課税を主張した清の立場を容認することになる。⁽⁹⁹⁾

また、軍費賠償金二億両のほかに償金三千万両の支払いが加わったため、翌一八九六年（明治二九）五月に予定している第二回軍費賠償金支払いまでに、清は更なる借款が必要となった。その結果、同年三月、フランスが反対する中で成立したのが、第一次英独借款である。遼東半島の返還過程では日本の方針転換によって三国対イギリスという構図になったが、対清借款は露仏対英独という構図になった。日本の勧告受諾によって共同歩調が瓦解した後、列強は、問題ごとに相手を変えながら個別に関係を形成したのである。この時、借款交渉を担当した北京の海関総稅務司ハート（Hart）は清の状況を次のように説明する〔カッコ内は引用者註〕。

昨春のロシアの干渉は当地の全てを変化させた。そして、彼らの威厳があり且つ私心の無い姿勢は、「清の」疑いを減らし、「清におけるロシアの」影響力を強め、「清との」友好関係を強固にするが、同時にフランスの行いを支持する事で、「露仏の」共通政策を促進させている。「中略」反英政策は、陸軍、海軍、鉄道、税関、及び、借款、特に最後の二つからイギリスを締め出そうとしている。何故なら、もしロシアとフランスが借款と税関を支配すれば、清は従わなければならない、誰も口出しできなくなる！⁽¹⁰⁾

担保が不足する中で先に遼東半島を返還して、償金を追加した三国干渉の決着は、列強による借款競争を過熱させる要因となったのである。

おわりに

以上分析したように、日本による遼東半島の返還は、東アジアの秩序を維持する一つの機能であった、イギリスを中心

とした列強間の協調を崩壊させ、列強が個別に関係を形成する契機となった。その上、その相互間の競争を助長させたのである。

戦後、日本は三国との間で約束した遼東半島の返還を、直ちに実行に移したわけではなかった。対日勧告の受諾は約束の表明に過ぎず、未決であった返還方法に関する協議を、諸外国との間で開始したのである。そこで日本は、交渉の相手国や利益内容である返還条件を変化させることで、下関条約不履行の可能性、李鴻章の政治的後退といった新たに出現した国際的状况に対処しつつ返還方法の確定を進めた。その結果、最終的には三国を介して清を説得して、還付報償金だけを引き出した。ここではじめて、日本は四カ国が同調する中で三国に表明した約束内容を、実行に移したのである。

しかも、この遼東半島返還の実施は、戦後処理の一つの決着を意味しただけでなく、東アジアにおける列強の在り方を変化させた。日本による遼東半島返還の表明が、賠償金に対する部分的借款の成立要因となったことから窺えるように、不平等条約体制に象徴される列強間の共同歩調は瓦解し、列強は問題ごとに個別に関係を形成した。日清戦後処理は戦前のシステムを踏襲した形で一括して行われることはなく、むしろ、分割的な対処により進められることになったのである。また、返還方法の確定は償金の増額を決定づけた。これは、以後の対清借款交渉における列強の相互間の競争を助長させる要因となったのである。

そして、一八九八年（明治三一）五月、日本は最後の軍費賠償金受領を迎える。当時、ドイツによる膠州湾占領、ロシアによる旅順入港などによって、借款供与における清の信用は著しく低下していた。そのため、日本は第二次英独借款の成立に助力し、加えて、威海衛に対するイギリスの占領に同意した上で撤退を実施する。三国干渉からイギリスを外した日本は、この時、東アジアでのイギリスの行動内容を保証した上で、戦後処理の最終決着に至るのである。

なお、この一八九八年について付言すれば、列強による利権獲得競争が激化しただけでなく、国内で戊戌変法が起こった清が、韓国（前年、大韓帝国成立）との対等条約締結に前向きな姿勢を示した時期と重なる⁽¹⁶⁾。つまり、東アジアにおけ

る朝貢冊封体制と不平等条約体制の相互関係や、双方の事実上の崩壊を考える上で重要な年である。その中で、日清戦後処理の最終決着がどう関係したのか、三国干渉を完結させた後、残る下関条約履行に至る日本外交の具体的考察については、今後の課題としたい。

註

- (1) 従来の研究は、三国が遼東半島の返還を求める勧告を行い日本が受諾したことを以て三国干渉という言葉を用いているが、本稿は便宜的にこれを「三国干渉」と表記する。その根拠は、日本が返還を表明した時点では、事実上四カ国が同調していたためである。そして、本稿は四カ国が同調した時点だけでなく、その後、日本が実際に返還を行うまでの過程を含めて三国干渉という言葉を用いる。
- (2) この場合不平等条約体制とは、イギリス主導権のもとに欧米列強が協調して貿易利権を享受するシステムを指す。小風秀雅『近代日本と国際社会』（放送大学教育振興会、二〇〇四年）一六〇―二二二頁を参照。なお、どのような機能を有していたのかについては、同「一九世紀世界システムのサブシステムとしての不平等条約体制」（『東アジア近代史』第一三号、ゆまに書房、二〇一〇年）を参照。
- (3) イギリスは、三国に同調することで一時的にそのヘゲモニーを取り繕った。いっぽう、日本は受諾を表明するこ

とによって、条約の批准交換を可能にし、割譲が約束された台湾での戦闘を残しながら戦争に決着をつけた。開戦から終戦に至る国際関係の変化と日本外交に関する分析は、別稿を予定している。

- (4) 古くは Philip Joseph, *Foreign Diplomacy in China, 1894-1900* (G. Allen & Unwin, 1928), Chapter V and VI. が、借款問題と関連させつつ遼東半島返還方法に対する三国の意見相違を追い、矢野仁一『日清役後支那外交史』（東方文化学院京都研究所、一九三七年、第三章「遼東還附条件減讓問題」）が三国と清の動向の分析に主眼を置いた。だが、総じて勧告受諾側である日本に関する分析が簡略化される傾向にあった。

(5) 藤村道生『日清戦争―東アジア近代史の転換点―』（岩波書店、一九七三年）二〇三頁。

(6) Ian Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: the diplomacy of two island empires 1894-1907* (University of London the Athlone Press, 1966), pp. 34-35.

(7) 明治二八年四月一五日付井上馨宛伊藤博文書翰（国立

国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」第八冊所収。坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、一九七三年）四一四頁を参照。

(8) 外務省編『日本外交文書』二八卷二（日本国際連合協会、一九五三年）六七八。以下「外文」と略記し、巻数と文書番号を付す。

(9) 「外文」二八卷二、七一七、七四六。

(10) 「外文」二八卷二、七五一。

(11) 「外文」二八卷二、七八七、七八八。

(12) 「外文」二八卷二、八〇一。

(13) 「外文」二八卷二、八〇四。

(14) FO405/63, No.449, May 8, No.239 and No.398, May 9, 1895. 本稿で用いるイギリス外交文書のうち、*Foreign Office Confidential Prints, China*をFO405と略記する（東洋文庫所蔵のものを利用）。本来 *General Correspondence* がイギリス外交史における一次史料であり、部外秘の機密史料としてこれを編纂した *Confidential Prints* は二次史料に位置づけられるが（佐々木揚「日清戦争をめぐる国際関係―欧米の史料と研究―」『近代中国研究彙報』第一八号、一九九六年、六六頁を参照）、各国との関係を斟酌する必要があったため、FO405を用いた。

(15) FO405/63, No.277, May 21, 1895.

(16) 「外文」二八卷二、八四一。

(17) 「三」は、下関条約で日本への割譲が約束された台湾

と関係する。六月二日に日清間で正式に引渡しが行われるが、それより前の五月二三日に台湾独立宣言が発せられた。その後日本は、フィリピンを領有していたスペインとの間で、バシー海峡をもって両国の境界線とする共同宣言を八月七日に行い、国境を定めた。戴天昭「日清戦役三国干渉と台湾」〔法学志林〕六六卷三号、政法大学法学志林協会、一九六九年）を参照。

(18) 下関条約第四条は、軍費賠償金の支払い方法を次のように規定している「清国ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億兩ヲ日本国ニ支払フヘキコトヲ約ス。右金額ハ都合八回二分チ初回及次回ニハ毎回五千万兩ヲ支払フヘシ。而シテ初回ノ払込ハ本約批准交換後六個月以内ニ、次回ノ払込ハ本約批准交換後十二個月以内ニ於テスヘシ。残りノ金額ハ六個年賦二分チ、其ノ第一次ハ本約批准交換後二個年以内ニ、其ノ第二次ハ本約批准交換後三個年以内ニ、其ノ第三次ハ本約批准交換後四個年以内ニ、其ノ第四次ハ本約批准交換後五個年以内ニ、其ノ第五次ハ本約批准交換後六個年以内ニ、其ノ第六次ハ本約批准交換後七個年以内ニ支払フヘシ。〔句読点は引用者〕」「外文」二八卷二、一〇八九、附記一、三六四頁。

(19) FO405/63, No.278, May 21, 1895.

(20) FO405/63, No.313, May 27, 1895. FO405/64, No.30, May 22, 1895. 清がロシアの提議に応じた背景は、「日本が三国干渉に屈して遼東半島還付を表明したものの、還付条件の

- 決定は今後の日清及び三国による交渉を俟たねばならず、その際清国政府は遼東問題に最も関係の深いロシアの支持を得ねばならぬことを考慮して、直ちにロシアの提議に応じたものと思われる」と指摘されている。佐々木揚「一八九五年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」『史学雑誌』第八八編七号、一九七九年）二二～二三頁。
- (21) 『外文』二八卷二、八四九。
- (22) 明治二八年日付不明「奉天半島遼附ニ関スル条約案」(国立国会図書館憲政資料室所蔵「陸奥宗光関係文書」第三五冊所収)。
- (23) 『外文』二八卷二、八五一。
- (24) 前掲矢野『日清役後支那外交史』第三章、第五節を参照。
- (25) 明治二八年六月八日付駐清米公使デンビー発電報(「陸奥宗光関係文書」第三三冊所収)。
- (26) 明治二八年六月一日付駐清林公使宛電報(「陸奥宗光関係文書」第三三冊所収)。いっぽう、駐日清国公使裕庚は、九月一三日に東京に到着する。『外文』二八卷二、一四五。
- (27) FO405/64, No.53, June 10, 1895.
- (28) FO405/63, No.364 and 365, June 7, 1895. 『外文』二八卷二、八五四、八六〇。明治二八年六月二日付西園寺外相臨時代理宛駐英加藤公使電報、明治二八年六月二日付西園寺外相臨時代理宛駐清林公使機密信(外務省外交史料館

所蔵「外務省記録」一門七類一項三号「支那外債関係雜件日清戦役賠償金借款ノ部」第一卷一、露仏)。なお、下関講和会議で条約案から削除された部分とは、北京・湘潭県・梧州府の開市開港、洞庭湖―湘潭間・広東―梧州間の新航路を指す。

- (29) FO405/64, No.55, June 11, 1895. 『外文』二八卷二、八六四。明治二八年六月一日付西園寺外相臨時代理宛駐英加藤公使電報(「陸奥宗光関係文書」第三四冊所収)。
- (30) FO405/63, No.412, June 15, 1895. FO405/64, No. 60, June 18, 1895.
- (31) FO405/63, No.356, June 5, 1895. 「ロシアが清国の債務を保証する」という表現は、六月二日に日清借款契約から除かれ、その代わり銀行団はロシア政府との間で締結する別の協定によって、清国が債務不履行の場合ロシア政府が变わって支払う、との約束を得ることになる。前掲佐々木「一八九五年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」三三三頁を参照。
- (32) 『外文』二八卷二、八六三。
- (33) FO405/63, No.405, June 13, 1895.
- (34) 『外文』二八卷二、八七四。
- (35) 『外文』二八卷二、八五六。FO405/63, No.438, June 21, 1895.
- (36) 『外文』二八卷二、八七五。
- (37) 『外文』二八卷二、八九〇。

- (38) FO405/64, No.50 and No.124, July 19, 1895.
- (39) 『外文』二八卷二、八八五、七月一六日の閣議で決定。
- (40) 明治二八年七月一三日付伊藤博文宛西園寺公望書翰（伊藤博文編・秘書類纂『機密日清戦争』原書房、一九六七年）四六四頁。
- (41) 駐露公使西徳二郎はその使途について、半額が遼東半島還付報償金、半額が第一回軍費賠償金の支払いにあてられると考えた。明治二八年七月一〇日付西園寺外相臨時代理宛駐露西公使電報（『外務省記録』一門七類一項三号「支那外債関係雑件日清戦役賠償金借款ノ部」第一巻一、露仏）。
- (42) 『外文』二八卷二、一一三九、四七〇頁。
- (43) FO405/64, No.122, July 13, 1895.
- (44) 明治二八年七月二一日付駐露西徳二郎公使陸奥宗光書翰（『陸奥宗光関係文書』第五〇冊所収）。
- (45) 『外文』二八卷二、一一三四。
- (46) 明治二八年日付不明「奉天半島還付二関スル条約案」（『陸奥宗光関係文書』第三五冊所収）。
- (47) FO405/64, No.60, June 18, 1895.
- (48) FO405/64, No.43, July 12, 1895.
- (49) これは、下関条約における軍費賠償金と新規開港の関係にも共通すると思われる。
- (50) 川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）第I部、第一章を参照。
- (51) 陸奥宗光著・中塚朗校注『蹇蹇録』（岩波書店、一九八三年）二四六頁。
- (52) 濱下武志「日清戦争と東アジア」（小風秀雅編『アジアの帝国国家』吉川弘文館、二〇〇四年）を参照。
- (53) 明治二七年六月二八日付陸奥宗光宛駐清小村臨時代理公使電報（『外文』二七卷二、六二四）。明治二七年六月三〇日付伊藤博文宛陸奥宗光書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』七、塙書房、一九七九年、二九四～二九五頁）。明治二七年六月三〇日付陸奥宗光宛伊藤博文書翰（『陸奥宗光関係文書』第三冊所収）。
- (54) 『外文』二七卷二、八五九。
- (55) デトリングの帰還によって、アメリカを介した日清交渉ルートが確立したことは、Jeffery M. Dowart, *The Pigtail War: the American response to the Sino-Japanese War of 1894-1895* (University of Massachusetts Press, 1971), p.173を参照。また、佐々木揚「日清戦争後の清国の対露政策——一八九六年の露清同盟条約の成立をめぐる——」（『東洋学報』五九巻、一・二号、一九七七年）六八頁は、日清戦後に直隸総督李鴻章にとってかわり、北京政府中枢が決定・遂行の担い手となった清国外交組織内での変化を指摘している。
- (56) 『外文』二七卷二、八五七。
- (57) 前掲『蹇蹇録』二四六頁。
- (58) FO405/64, No.60, June 18, 1895.
- (59) 明治二八年七月三一日付西園寺外相臨時代理宛在天津

荒川領事電報〔外務省記録〕二門五類一項五五号「日清通商航海条約締結一件」第一卷。ちなみに、翁同龢と李鴻藻について、陸奥は『蹇蹇録』で李鴻章の政敵として言及している。前掲『蹇蹇録』一一頁～一一三頁。

(60) 『外文』二八卷一、一五二。その後、西園寺外相臨時代理は駐清林公使に対し、日清通商航海条約の交渉場所として北京を希望するよう指示した。『外文』二八卷一、一五三。

(61) 明治二八年八月七日付西園寺外相臨時代理宛駐清林公使電報、同日付西園寺外相臨時代理宛駐清林公使機密信〔外務省記録〕一門六類一項四―二号「各国内政関係雑纂支那ノ部」第一卷。

(62) 『外文』二八卷二、八九四、八九五。

(63) 『外文』二八卷二、一一三九、四七一頁。

(64) 明治二八年八月二七日付西園寺外相臨時代理宛在天津荒川領事電報〔外務省記録〕一門六類一項四―二号「各国内政関係雑纂支那ノ部」第一卷。

(65) 明治二八年八月二九日付西園寺外相臨時代理宛駐清林公使電報。同年九月三日付西園寺外相臨時代理宛駐清林公使機密信〔外務省記録〕一門六類一項四―二号「各国内政関係雑纂支那ノ部」第一卷。

(66) FO405/65, No.11, August 31, 1895.

(67) FO405/65, No.68, September 27, 1895.

(68) 『外文』二八卷二、八九一。

(69) 『外文』二八卷二、九〇一。

(70) 『外文』二八卷二、八九六。

(71) 明治二八年八月四日付陸奥宗光宛西園寺公望書翰〔陸奥宗光関係文書〕第六冊所収。立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝別巻一』（岩波書店、一九九六年）二六三頁。この時点で遼東半島には二師団存在した。そのうち、一師団は威海衛と台湾に派遣されるため、九月には一師団になる予定であった。『外文』二八卷二、九〇二。

(72) ロシアは、清が第二回軍費賠償金を支払う予定である翌年五月以前の撤退を希望していることを理解できる。翌年六月、皇帝ニコライ二世の戴冠式で、鉄道敷設を含んだ李・ロバノフ協定を清と結ぶため、この計画を意識して早期撤兵を日本に主張したのではないかと推測される。

(73) 『外文』二八卷二、九〇一。

(74) 三国のうちドイツは日本寄りの姿勢をとったが、これについて伊藤は、露仏との行動から離れることはないであろうと見越していた。FO405/65, No.11, August 31, 1895.

(75) 前掲矢野『日清役後支那外交史』第三章、第八節を参照。

(76) FO405/64, No.150, September 4, 1895. いったん動きに對して、清は再び、総理衙門や李鴻章を介して日本に直接交渉や条件を持ちかけた。だが、日本は駐清林公使に訓令を送らず、あくまで三国の返答を優先する姿勢を貫いた。

- FO405/64, No.150, September 4, 1895. 『外文』二八卷二、九一八、一一四四。前掲『機密日清戦争』六二八頁。
- (77) 『外文』二八卷二、九二六、二〇五頁。
- (78) 『外文』二八卷二、九二六、二〇五頁。一一五〇、四七九頁。
- (79) 『外文』二八卷二、九三二。
- (80) 原奎一郎編『原敬日記』一卷(福村出版、一九六五年)二二六頁、明治二八年九月二日。
- (81) 明治二八年九月三日付駐清林公使宛西園寺外相臨時代理電報(「外務省記録」二門五類一項五五号「日清通商航海条約締結一件」第一卷)。日清通商航海条約は、翌一八九六年七月二日に調印、一〇月二〇日に批准交換を終える。堀口修「日清通商航海条約」締結交渉について」(『中央史学』七号、一九八四年)を参照。
- (82) 「三国勧告関係電報案四通」(原敬文書研究会編『原敬関係文書』第六卷、日本放送出版協会、一九八六年)四〇五頁。電報案は、『外文』二八卷二、九三三に相当する。
- (83) FO405/65, No.64, September 23, 1895.
- (84) FO405/65, No.65, September 23, 1895.
- (85) FO405/64, No.167, September 13, 1895. FO405/65, No.13, September 12, 1895.
- (86) FO405/65, No.68, September 27, 1895.
- (87) FO405/64, No.184, September 26, 1895.
- (88) 『外文』二八卷二、九四一。
- (89) 同右。
- (90) 『外文』二八卷二、九四二。
- (91) 三公使は、日本の回答に満足する旨、一〇月八日、一九日に外務省で手交した。『外文』二八卷二、九四七、九四八、九四九、九五〇。
- (92) FO405/65, No.70, October 7, 1895.
- (93) Letter from Satow to O'Conor, October 9, 1895 (Ian Ruxton ed., *The Semi-Official Letters of British Envoy Sir Ernest Satow from Japan and China 1895-1906*, Lulu Press, 2007, p.8).
- (94) Letter from Satow to Salisbury, October 8, 1895 (Ibid., p.6).
- (95) 『外文』二八卷一、三九七、三九八。FO405/65, NO.33, October 29, 1895.
- (96) 『外文』二八卷二、一一五六。
- (97) 『外文』二八卷二、一一五一、一一五二。
- (98) 『外文』二八卷二、一一七〇。
- (99) 『外文』二八卷二、一一六三、付属書二、一〇月二〇日奉天半島還附条約談判筆記第一回、四九七頁。
- (100) 明治二八年一〇月三一日付西園寺外相臨時代理宛駐英加藤公使電報(「外務省記録」五門二類一七項一号「日清戦役関係清国ヨリノ軍費賠償金並威海衛守備兵費授受関係雑件第一卷」第一回軍費賠償金領取ノ件)。
- (101) 『外文』二八卷二、一一九八。
- (102) 前掲堀口「日清通商航海条約」締結交渉について」を参照。

- (103) Letter from Hart to Campbell, January 19, 1896 (Second Historical Archives of China, Institute of Modern History, CASS; Chen Xiafei and Han Rongfang eds., *Archives of China's Imperial Maritime Customs : confidential correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell, 1874-1907*, Vol.3, Foreign Languages Press, Beijing, 1993, p.106).
- (104) Telegram from Hart to Campbell, March 9, 1896 (Ibid., p.1350).
- (105) 岡本隆司「韓国の独立と清朝の外交」(岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、二〇〇九年、第七章)一七一〜一七三頁を参照。

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)